

令和5年4月より

建築基準法第12条に基づく定期報告は メール提出ができるようになりました

※提出できる市町村は裏面参照

メール報告のメリット

- ✓ 窓口までの移動
- ✓ 印刷・折り込み等の手間
- ✓ 押印
- ✓ 郵送料



全て不要に！

オンラインでの報告には事前の登録が必要です

特定建築物・建築設備・防火設備
→大阪建築防災センター

- ホームページ内の受付フォームで必要事項を入力してください

- 確認メールが届きます

- メールに報告書を添付して送付をお願いします

報告者(調査者)
事前登録

窓口となる団体
利用者承認

報告者(調査者)
メールで報告

昇降機

→近畿ブロック
昇降機等検査協議会

- 電話or電子メールでオンライン申請したい旨連絡してください

- pdfファイル用のパスワード(セキュリティのために必要です)が送付されます

- メールに報告書を添付して送付をお願いします

※ご不明点は裏面記載の各連絡先にてお問い合わせください。
※地域法人にて、本受付前に報告書の内容について事前確認をさせていただきます。
不備があると受付できない場合があります。



注意事項

- オンライン申請の際に、所有者（管理者）の承諾が必要です。
オンライン提出および報告書の内容について、原則として所有者（所有者と管理者が異なる場合は管理者）の承諾がない場合は受理できません。提出時に承諾の有無について記入いただきます。
- オンライン受付の場合は、副本は返却されず、地域法人から特定行政庁が受理したことを記載したメールが届きます。
紙受付の場合は、従来通り副本を返却します。



提出できる市町村

豊能地域	能勢町	豊能町	豊中市	箕面市			
三島地域	茨木市	島本町	摂津市				
北河内地域	交野市	四條畷市	大東市	枚方市	門真市		
中河内地域	柏原市						
泉北地域	高石市	泉大津市	忠岡町	堺市	和泉市		
泉南地域	貝塚市	熊取町	泉佐野市	田尻町	泉南市	阪南市	岬町
南河内地域	松原市	羽曳野市	藤井寺市	太子町	河南町	千早赤阪村	富田林市
	大阪狭山市	河内長野市					



お問い合わせ

定期報告書受付窓口（地域法人お問い合わせ先）

□ 建築設備（昇降機等を除く）、防火設備、特定建築物

一般財団法人大阪建築防災センター 定期報告部 電話:06-6943-7275

HP <https://www.okbc.or.jp/>

受付/平日 9:15~16:30 お問い合わせ/平日 9:15~17:00

□ 昇降機等 ※まずは報告会社にお問い合わせください

一般財団法人近畿ブロック昇降機等検査協議会 電話:06-6228-1623

HP <https://kbskk.jp/>

受付/平日 9:00~17:30 お問い合わせ/平日 9:00~17:30

特定行政庁連絡先

大阪府 ※	都市整備部 住宅建築局 建築指導室 建築安全課 (※上記「提出できる市町村」の下線箇所のみ)	06-6210-9726
豊中市	都市計画推進部 建築審査課	【建築】06-6858-2422 【設備】06-6858-2420
堺市	建築都市局 開発調整部 建築防災推進課	072-228-7482
枚方市	都市整備部 審査指導課	072-841-1438
茨木市	都市整備部 建築調整課 監察係	072-620-0105
門真市	まちづくり部 建築指導課	06-6902-1231 (代) (内線4056)
箕面市	みどりまちづくり部 審査指導室	072-723-2121 (代) (内線3513)
和泉市	都市デザイン部 建築・開発指導室	0725-99-8141
羽曳野市	都市開発部 建築指導課	072-958-1111 (代) (内線2555)